

別海町議会会議録

第2号（平成25年9月11日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 1 番 木 嶋 悦 寛 議員

② 1 5 番 中 村 忠 士 議員

③ 3 番 森 本 一 夫 議員

④ 9 番 瀧 川 榮 子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

② 1 番 木 嶋 悦 寛 議員

⑤ 1 5 番 中 村 忠 士 議員

④ 3 番 森 本 一 夫 議員

⑥ 9 番 瀧 川 榮 子 議員

○出席議員（17名）

1 番 木 嶋 悦 寛

2 番 松 壽 孝 雄

3 番 森 本 一 夫

4 番 今 西 和 雄

5 番 西 原 浩

6 番 杳 澤 昌 廣

7 番 小 林 敏 之

8 番 安 部 政 博

9 番 瀧 川 榮 子

10 番 山 田 信

12 番 松 原 政 勝

13 番 戸 田 博 義

14 番 戸 田 憲 悦

15 番 中 村 忠 士

16 番 佐 藤 初 雄

副議長 17 番 安 田 輝 男

議 長 18 番 渡 邊 政 吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 水 沼 猛

副 町 長 磯 田 俊 夫

教 育 長 真 籠 毅

代表監査委員 鈴 木 英 世

監 査 委 員 下川原 洋

総 務 部 長 竹 中 仁

福 祉 部 長 佐 藤 次 春

産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜

建設水道部長 小西健夫
 監査委員事務局長 宮部正好
 病院事務長 佐藤一彦
 福祉部次長 佐藤英敏
 産業振興部次長 佐藤則夫
 総合政策課長 浦山吉人
 総務課参事 金田秀幸
 福祉課参事 今野健一
 農政課長 山崎茂
 商工観光課長 大槻祐二

教育部長 藤原繁光
 農委事務局長 佐々木勉
 会計管理者 半田雅代
 福祉部次長 田保圭乙
 産業振興部次長 竹内伸康
 財政課長 河嶋田鶴枝
 福祉課長 佐藤英敏
 特養建設準備室長 田保圭乙
 水産みどり課長 佐藤則夫
 学務課長 中谷隆弘

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤和哉

主 幹 山田一志

○会議録署名議員

3番 森本一夫
 5番 西原浩

4番 今西和雄

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。議場が暑くなりましたら、上着を脱ぐことを許可いたしたいと思います。

それでは、ただいまから第 2 日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定により、議長において指名いたします。

3 番森本議員、4 番今西議員、5 番西原議員、以上 3 名を指名いたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第 2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので順次発言を許します。

まず初めに、1 番木嶋議員。質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1 番（木嶋悦寛君） 通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、国際的な経済交流の成果と今後の見通しについて、お伺いします。

7 月 13 日から 16 日にかけて、中国へ訪問団が派遣されました。訪問団のメンバー、訪問の目的と成果についてお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） おはようございます。

木嶋議員から御質問のありました件について、お答えいたします。

まず、訪問したメンバーについてでございます。訪問したメンバーは水沼町長、渡邊議長、それと昨年 7 月に町内において、外国人技能実習生共同受け入れ事業等を行うことを目的として設立されました、株式会社ソーシャルネットワーク協同組合の代表であります吉田代表、それと株式会社丸イ佐藤海産の伊勢代表取締役。伊勢代表取締役におかれましては、商工会の会長代理という立場で参加されております。それと、私の 5 名でございます。

次に、訪問の目的についてでございますけれども、目的につきましては中国と別海町の経済交流ということで、労働研修生の受け入れや別海町産農水産物の流通等の可能性について視察研修を行いました。

次に、成果でございますけれども、労働研修生の受け入れにつきましては、株式会社ソーシャルネットワーク協同組合と中国の中商集団経済合作有限公司との間で合意に至りました。

その後、日本に協定書を持ち帰りまして、役員会で了承後、協定を締結するということになっておりましたが、去る 7 月 16 日付で最終的に協定書を締結したというふうに関

ております。よって、早ければ来年4月には、別海町に中国から労働研修生が来るということになると思われます。

また、株式会社丸伊佐藤海産の伊勢代表取締役とは、水産加工における労働研修生についても前向きに検討していくということになりました。

さらに、一般社団法人北海道食産業総合振興機構が主催しまして、先ほど言いました中商集団経済合作有限公司が共催をし、北海道が後援となって、7月11日に北京で開催されました北海道産食材試食・プレゼンテーションにおいて、株式会社丸伊佐藤海産が出品いたしました野付産のホタテが好評を博したことが、日本のマスコミで大きく報道されたところでございます。

その後、中国側から取引をしたいという要望書が送られてきていると聞いております。

今後も調整しながら進めていくということですが、これらを含め、今後、物流における経済交流に対しましても、非常に期待の持てる状況となったということでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今のお話を伺うと、主に人材交流の部分が大体を占めているのかなというふうに感じます。

7月11日の北京の話については、これは今回の訪問の中には入っていないと思います。

そんな中で、その経済の部分の交流の成果というのは、何かあったのでしょうか。お聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 経済の交流、具体的な経済交流という話だと思います。

いずれにしても、我々としては2年前に、最初にこのミッションを始めております。

そういう中で、まずは我々もそうですけれども、相手の中国側のその我々のパートナーとなるべき人がどういう人なのか。それから、どういう会社なのか、さまざまな、これからの経済交流だとか、そういうことが大事なのですね。そういう知るということが。そして信頼関係を結んでいくと、これも非常に大事なことであります。

そういう中で、先ほども言いましたように、いわゆる北京の会社であります、今の中国経済、詳しい正確な名前は先ほど言ったとおりですが、そのトップと我々意見交換を2回にわたってしてまいりました。

そういう中で、先ほど北海道の別海の伊勢さんのお話もあったようにですね、いわゆる北海道の水産物、農産物含めてですね、やはり非常に中国ではブランド力が高いと言いますか、非常に信頼が厚いということも、我々は十分そういう中で感じ取ってきたことであります。今後そういう意味で、いろいろな展開が考えられるということでありまして、まさにその会社は、中国の国内の食料輸入に大きく携わっている会社でありますし、そして北海道を含めたいろいろな交流のある会社でもあります。

そういう中で、北海道全体のそういう食料ですね。農産物、海産物、非常に彼らも欲しがっている、興味を持っているということが、今回実感として我々にも伝わってきております。そういう中で今、別海のことをどうやって、そういう確かなルート含めて開発していく、向こうに買っていただけるような条件等、さまざまな問題があります。輸送コスト、流通コスト、それを販売する要するに販売網ですね、それを含めて、いろいろな課題がありますので、一挙にそれが進むということにはなりませんし、また日中間含めて、いろいろな国家間の問題もあります。

そういう中で、いろいろ中断するという現実にあったのですが、今回行ってみてですね、国と国の間にはいろいろそういう問題もありますけれども、経済については中国の経済陣も日本の経済陣も、やはりお互いなくてはならない関係なのですね。

そのことをあまり政治上のような形では彼らも考えていないし、積極的にこれからも進めていこうという、そういう中国の皆さんのいわゆる貿易に携わる皆さん、それから、そういうことに携わる皆さんがそう思っているということもわかりました。そういう中で、今後具体的に先ほども言ったように、いろいろなフェアに、そういう北海道物産をいろいろなルートも我々も聞いてきましたし、それらをこれから有効に活用しながら、いろいろな課題を解決して何とか別海町のこの安心・安全でおいしいという農産物、水産物、自信を持って売り込んでいく、買っていただける環境をこれから整えていきたい。そのように思っております。

したがって、具体的な成果といわれますと、なかなか今スケジュール等いろいろな問題がありますけれども、なかなか今明確にお答えはできませんけれども、それも含めて、そういう事情の中で理解をしていただけるのではないかと考えております。いずれにしても、これからそれぞれ隣国の代表集会、そして、これからも日本と中国がそういう形でしっかり交流していく。これもまた、将来にとっては大事なことでありますので、そういうことも含めて、我々の基幹産業を含めて産業がまた発展していくような形で今後とも交流をしていきたい。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 経済界同士は、いい関係を結びたいというそういう気持ちがあるということは、よくわかりました。

当初、中国の特定の市とですね、友好都市提携及び経済交流を目的という話もありましたが、現在、その方針に変わらないのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

当初、中国の特定の市と友好都市提携を視野に入れまして、平成22年11月に訪中し、通遼市との経済交流を図ろうと計画しておりましたが、実現には至りませんでした。

その後、昨年9月及び12月に同じ中国の包頭市と交流を図るべく計画いたしましたが、尖閣諸島の問題ですとか衆議院の解散の問題、こういったことがありまして訪問を断念したところでございます。

今後においても時期等を考慮しながら、友好都市の提携を視野に入れながら模索していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、町にとって何が大切だと考えたときに、はたして中国との経済交流だけが最重要なのかというのをちょっと疑問に感じます。

まず、貿易も大事ですけども地元産業の充実を図ること、例えば乳製品で言えば加工技術の向上、それから高付加価値製品の開発ですとか、水産業でいえば最終加工まで町内で行えるように事業者の育成や技術支援、乳製品と同様に高付加価値製品の開発などが挙げられます。

これらは現在ある販路を維持し、さらなる拡大するために必要なことと考えます。教育旅行ですとか、そういうものもあります。観光誘致や交流人口増強を目指した宿泊施設の充

実や、おもてなし度を上げる取り組みなども重要で、誘致をしても受け皿がなくては話にならないと思います。

さらにですね、地元産品を住民が消費しやすくなるような取り組みですとか、私が言うまでもなく、早い時期に取り組まなければならない課題が山積しているはずですよ。

今後、T P P 参加を見据え未来に向け、別海町の一次産業が生き残っていくための町内基盤づくりを加速させなくてはなりません。高サービス提供、高品位商品開発など、差別化による道内及び国内の需要獲得などの基盤強化について、どのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

農林水産業が壊滅的な影響を受けまして、加えて、地域社会の崩壊につながるT P P 参加を前提にすることはできませんが、別海町が将来にわたり一次産業を持続・発展させるためには、別海町の生乳が欲しいと言われる高品位な生乳生産地域として、消費者の理解と支援を受け、選ばれる酪農郷を目指すことが大切だと考えています。

そのためには新たな技術の導入など、土、草、牛の環境循環機能を基本とした草地と、飼養頭数のバランスのとれた環境を育む酪農畜産を目指すことが必要と考えています。

既に御存じのことと思いますが、株式会社べつかい乳業興社のアイスクリームが、道内586店舗で展開するコンビニエンスストアで7月30日から販売されております。10月からは台湾での北のラブレターの販売、さらに、9月17日に根室で開催されます商談会において合意に達しますと、ベトナムへの輸出も計画しております。

また、水産関係では、漁協において秋サケの高次加工製品等を製造し、高付加価値の製品開発を行いまして、消費拡大に努めているところでもございます。

また、先月17日に根室管内1市4町、北海道倶楽部、三國シェフほかと食を通じた豊かな縁に関する覚書、これを締結しまして食品の付加価値向上、ブランド化、販路拡大を進め、水産物や乳製品など恵まれた食材を生かし、観光や地域振興につなげる取り組み等を行うことといたしております。

以上のように、今後とも道内及び国内はもとより、国外に対しましても引き続き地元産業の充実を図りながら、需要獲得に協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） いろいろ取り組まれている。そして、動きがたくさんあるというのは、よくわかります。

ただですね、実際に地元の中で観光客の方に話を聞く機会が時々あるのですが、その方たちのお話を聞くと、やはりどこで別海町の特産品が売っているかわからないですとか、あとはやはり、お土産は何があるのですかとか、実際に目的を持ってこられているはずなのに、そういうことはあまり明確になっていなかったり、宿泊施設が、やはり十分なものが足りない。十分というか、いろいろなニーズの方がいらっしゃいますので、そうしたニーズの方にこたえていくような宿泊施設の充実ですとか、あとは案内看板一つとっても町の中、非常に観光地をめぐるのが難しかったりですね、そんな細かいことを挙げると切りがないのですが、そうしたことがあります。

だから、目立つことは打ち上げ花火的にやっていただくのはいいと思うのですが、もっともっと地に足のついたことといいますか、できることをまずやっていくということ

が、非常に大事なのではないかと思いますのですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

木嶋議員のおっしゃっていることは、そのとおりだと思っております。

基本的には、やはり別海町はどういう産品、そのすばらしさ、これをまず知ってもらうことが大事ですし、そういうものを生産するということも大事だと思っております。

したがって、別海町についてはですね、やはり北海道の中でもまさに北海道らしい、これは別海町でありますし、そして、おいしい食材が豊富である。そういうことで、今日いろいろな評価をいただいている、そういうことだと思っております。

まず、このことをしっかり基本として、今後とも取り組んでいくべきだと思いますし、ただそれだけでは、先ほどいろいろなお話がされましたが、なかなかブランド化でありますとか差別化、さらには観光客の来ていただけるような状況にすることについては容易ではありません。やはり、そのためには先ほど言ったように高品質や安心・安全な酪農畜産物、さらに水産物ということで消費者の皆さんにですね、観光客の皆さん含めて、そのことを評価をいただいて選ばれる。こういう形にしていかなければならない。そのことは極めて大事だと思っております。

先ほど言いましたように別海町のどこへ行けば買えるのだとか、また、看板、宿泊施設含めて、これもそのためには大事なインフラだと思っております。

したがって、そういうことも含めて民間の皆さんは、今、高付加価値な品物をつくっていかうということで努力されておりますし、そのことがご当地グルメ含めて、それを次々と開発している。こういう活発な取り組みをされているところであります。

そのことと同時に、今それらの民間の皆さん、そして町も食観光日本一、これを目指して今取り組んでいるところであります、まさに新しい観光地別海、それを掲げて食観光にこれからもしっかりとこだわって、そして、そのためのいろいろな資源を我々自身がまず見つけて、それを全国に広げていく。そういうことをしっかりと戦略として、今後やっていく必要があるということでありまして、まさに官民一体でこのことに取り組んでいく、そういう姿勢が大事だとそのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） まさしく、これ協働のあり方で民間が一生懸命頑張ってますし、いろいろなグルメ開発ですとか、それなりに努力してますので、ぜひ、これは行政側がやっぱりバックアップできることを積極的にやっていただくような形で、お願いしたいなと思います。

根室・釧路地域では、産学官連携組織の北海道KONSEN魅力創造ネットワークが、アジア市場開拓のために各地の市場調査や、根釧の食材の魅力を発信する取り組みを行っています。

国際見本市への出展や、こうした組織の積極的な活用など、地道な積み重ねをしても、なお国際的な経済交流には、さまざまな障壁が生じます。

ましてや、アジア市場は世界が狙う市場であり、その中でパートナーを見つけることは容易なことではありません。

国際的な経済交流の今後のスケジュールや見通しなど、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、国際的な中でいろいろなこ

とがありますし、なかなか今後のスケジュール、見通しなどをしっかり明確に申し上げることは、なかなか難しいところもあるということを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

その上で、本年3月に幕張メッセで国内の2,544社が参加をいたしまして、66カ国の地域に対して実施をいたしましたフードックスジャパン2013、ここにおきまして、北海道のKONSEN魅力創造ネットワークの一員としてですね、本町から株式会社べっかい乳業興社、それから先ほども申し上げましたが丸イ佐藤海産が参加をしております。

乳業興社については、ご当地牛乳グランプリ部門、これで金賞を受賞いたしておるところであります。高い評価をいただいたところでございます。

先ほど答弁した中にもありましたように、今後台湾、ベトナムでの販売など、国際的な経済交流を実施していく場合、一番の障害でありますのは流通網であったり、輸送費の問題でございます。これらをしっかりとクリアしながら、今後も販路拡大などを模索していく。そのように考えているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） たまたま、けさの北海道新聞の根室版に載っていたのですが、今質問にも出ましたKONSEN魅力創造ネットワークの話が出ておりました。

その中の一部に、「単独企業が海外で販路を開拓するには、多額の経費・労力が必要。取引相手を見つけるのも大変でリスクも伴います。根釧で売り込めば相乗効果で商材をPRしやすく、信頼できる取引相手と知り合う機会も多い」というふうに書いてあります。何回か、この話は載っていたと思うのですね。

ですから、やはり今は不確かなものに行くよりはと言いますか、やはり当然リスクも大きいのですから、そういう意味では、こうした団体等にもっと積極的にいかかわっていくことによって販路を広げていく。その先には単独での販路ですとか、そういうものもできるかもしれないですね。

ですから、まずその海外との商取引については、やはり未経験の部分、それから不確かな部分が大いのですから、こういうところをある程度頼っていく。そして、この根釧の地域が一体となって、やっぱりこの地域を売り込んでいく。そして、地域力を高めていくという取り組みが必要なのではないかと思うのですね。

先ほど言った観光も、多分別海町だけが底上げをしていいということではないと思うのですよ。中標津も羅臼も標津もという形で、この地域力を高めていくことによって、そうした観光の流れが、こちらのほうに来るのかなというふうに考えますので、そうしたところを、やっぱりうまく考え方として持ってほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

基本的には考え方に大した違いはないと思いますが、いずれにしても、そういうことで先ほども言いましたように、短期的な話で、今一生懸命取り組んでいるのは御存じのとおりだと思いますし、また根室管内1市4町を含めてですね、そういう形で今教育観光の誘致だとか、いろいろなことで取り組んでおります。そのほかにも、これから管内一体となって取り組むことについて、これから積極的やっていこうということで、今取り進めてきているところであります。

そのことと同時に、やはりこの基幹産業がこれからも延々と代を重ねて続くわけです、5年後、10年後を見据えた取り組みということも、その時代によっては、日本と世界の

関係、これは密接ですよ。

そういう中で、この我々の町の基幹産業をどのように発展させ、進行されていくのか。そして、住民の皆さんの暮らしをしっかりと支えていくのか。そのことを見据えることも、また大事な我々の役割だと思っております。

したがって、短期的なこと、そして長期的な展望、これも含めてそれに投資をしていく、そういう取り組みを進めていく。両方大事だと、そのように思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 僕ね、この取り組み、たくさんいろいろ取り組みあるし、いいことはたくさん起こっているんですけど、どうも町民に伝わってないような感じがするのです。

ですから、もっとこう何か知らせる努力というか、みんなで盛り上げてオリンピック招致ではないですけど町民、そして根釧が一体となって盛り上がっていきけるような、そういうキャンペーンというのをすべきなのではないかと。そして、どんどん積極的に知らせていって、意見をやっぱりどんどん言ってもらいたいようなものをつくっていかなかったら、やっぱり一生懸命行政のほうも努力する。民間も努力しているのだけど、それがうまく伝わらない。そして、ほかに消費者となっている住民の人たちにも伝わっていかないというような状況になるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 確かにですね、そういう面はあると思います。

やはり、今管内の取り組みについては教育観光誘致も含めてですね、そのぐらいの話なので、やっぱり管内1市4町で何か一緒になってやろうという、いろいろなイベントをこれから物産の販売含めて、そういうイベントをやるとい状況になると、もう少し多くの皆さんに、そういうものが発信されるかなと思います。我々もPRをこれからしっかりやっていかなければならないと思いますが、いずれにしても、そういう形で今後多くの住民の皆さんに協力してもらわなければ、やはり地産地消を含めて多くの住民の皆さんに、そういう取り組みをしてもらうことによって、いろいろなアイデアなり、そういう品物がまた生まれてくる。これはもう、はっきりと、そういう中で生まれてくるのだということは、わかる話でありますので、そういうことに取り組むということを我々もしっかりPRしていきたいと思えます。

議員の皆さんにも、特に町民の皆さんと触れ合う機会、会合の機会が多いわけですから、そちらのほうでいろいろな形でのPR、御説明等の御協力、御支援いただければなど、そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） はい、ぜひ積極的に進めていただきたいなというふうに思います。では、次の質問に移ります。

放射能汚染の拡散から町民を守るには。

東京電力福島第一原子力発電所のメルトダウン事故から2年6カ月がたちますが、いまだに終息を見ないどころか、汚染水の流出など新たな問題が起きています。

放射能の拡散は、線量をはかることでしか確認できません。この地域も危険度は低いとされながらも、放射能汚染の危険性はゼロではありません。近隣のモニタリングポストは、釧路総合振興局に設置されているだけで、放射能汚染物質拡散に対する情報の希薄さ是否

めないところですよ。

拡散される放射能汚染の脅威は土壌、河川、海、空気など、第一次産業を支える自然環境に大きな影響を与えます。実際の汚染に迅速な対応するためには、常に監視をしていく必要があると考えます。また、風評被害を防ぐためにも同様なことが言えます。

この地域の産業を守るために町長はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、放射能が自然環境の影響を及ぼすような事態となった場合、これは福島原発事故が現在も教訓となっておりますように、産業にとどまらず、地域住民の生活や人体にも大きな影響を及ぼすものであることは十分認識をいたしているところであります。

町独自のモニタリングの実施につきましては、平成23年第4回の定例会の一般質問においてもお答えをしておりますが、現段階におきましても実施する予定はございません。

根室管内では、北海道が実施をしております根釧農業試験場における放射性物質モニタリング調査を初めとして、釧路総合振興局では毎月、根室市納沙布岬で3カ月ごとの空間放射線量率調査を行ってきております。

また、釧路沖や厚岸漁協では海水中の放射性物質モニタリングを、また、ほかにも野付半島沖のコマイでありますとか、根室半島近海でのウニやマダラなど水産物に対するモニタリングも行われておりまして、これらがいずれも不検出、また平常のレベルで推移をしていることが確認されております。

今後とも、これら北海道が管内で実施しているモニタリングの状況について、我々としても監視しつつ、調査結果に変動などが見受けられれば、直ちに道や近隣市町と連携した対応を講ずるなどして、地域産業の安全確保をしっかりと図ってまいりたい。そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） また新聞で申しわけないんですけど、これ、きのうの新聞です。北海道新聞に掲載されていました。

北海道が51%とありますように、韓国が国を挙げて海産物の輸入のものを調査しているということで、要するに、よその国から指摘されてしまうわけですね。

国や道はそういうふうに行っているのでしょうけど、実際にそれを出している行政の責任というのは、非常に大きいのかなと。それと調べることによって、やっぱり安心ですね。これは保険より、保険という例え方は悪いかもしれないですけど、やはり調べることで自分たちが自信を持って、それを出すことができる。

よそがはかった数字をうのみにしてという言い方は悪いかもしれないですけど、それを確かめるすべもなく、その情報を今のところ利用しているという形になると思いますけど、やはり独自でやることによって、自分たちのところは安全なんだ。何か起こったときにも即座に対応できるはずなのですね。

だから、そういう意味でも私は町独自のものというのが必要なのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

新聞でも報道されていることについては、我々としても非常に残念だなと思っております。

す。

先ほどもモニタリング状況など、説明をいたしたところであります。

いずれにいたしましても、不検出であったり、正常な値を示しているということでありまして、このことがしっかり確認されているのですね。

したがって、本町の水産につきましても、自信を持って安心・安全、そのように私は言い切れるのだろうと思っております。

この問題についても、やはり科学的な根拠を、それにしっかり基づいて、それぞれ判断をしていただきたいと思いますし、日本の基準は世界的に見ても極めて基準が高いといえますか、非常に厳しい基準で今対応しているということでもありますので、そのことを科学的にしっかり基づいた判断をしていただければ、このようなことにはならないのかなと、そのように思っております。

そのことが、やはり風評被害を防ぐ最大の道でありますので、当然、今も北海道がしっかりやっているといたしますし、そのことについて我々は今の正常なレベルということについても、しっかりと確信を持っておりますし、さらには国の基準のこの厳しい中であるので、絶対安心・安全のものを我々は生産している。これは自信を持って言えると思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 私も不勉強で申しわけないのですが、野付半島の最近の調査ですとか、あとは根釧試験場での調査ですとか、そうした測定されたデータというのは町民にどういう形で公表されているのか、お伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

北海道のモニタリング調査の状況ですけれども、北海道のホームページ、総務部の危機管理対策室、もともと泊原発の安全対策について、当初から情報公開をしておりましたけれども、このホームページにおきまして、今町長申し上げましたような内容のモニタリングの結果が公表されております。

ただ、海産物等につきましては漁獲時期がございますので、最新の漁獲時期に行った調査について掲載されているという状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ということは、気になる人はそこを見ろということですね。

もう少しを積極的に知らせる方法があってもいいのかなというふうに思いますので、ぜひ工夫をしていただければと思います。

放射能汚染の拡大は、町民の生活にも大きな影響を及ぼします。食料の生産者や流通段階の検査体制は充実してきましたが、危険性がゼロになったわけではありません。

特に学校給食などは、子どもたちの体に直接関係する部分であり、提供する町の責任は大きなものがあると考えます。流通段階での検査を信じることも大切かもしれません。しかし、町民を守り、安心して生活できる環境を作るのは、行政の責務でもあります。

町独自の行動が必要であると考えますが、町長はいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育長。

○教育長（真籠 毅君） 特に、学校給食における子供たちの影響などへの御質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

学校給食につきましては、成長期における子どもの心身の健全な発達のため、何より

も安全で、安心して食べられるものでなければならないと認識しております。

道内では一部の市などにおいて、放射性物質の検査対象とされている1都16県で生産された食材について、さらなる検査を実施しているところもありますが、北海道教育委員会では、昨年12月から道内70カ所の給食センターなどでモニタリング調査を実施しており、平成24年4月に厳しく改定された暫定基準値を超える食材は含まれていないと確認しているところでございます。

現在、国の暫定基準値に基づく出荷規制措置により、一般に市場流通している食品は学校給食で使用できるものと考えておりますが、本町の給食用食材は主食においては道内産を使用しており、その他の食材についても地産地消の観点から、町内及び道内産を基本に調達しております。

なお、冬場に道内産の葉物野菜などが不足する時期において、やむを得ず1都16県で生産された食材を使用する場合は、納入業者に生産地や検査結果の確認を求めるとともに、その産地や収穫時期に該当する放射線量検査の一般公表結果をホームページで確認するなど、良質で安全・安心な学校給食用物資の調達に努めております。

この様な状況下から、現時点で独自調査を実施する考えには至っておりませんが、今後とも各方面からの情報確認を行いつつ、食の安全性を確保してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） たまたま学校給食を例に出したところなのですが、給食はほかにもありますので、給食というか、老人施設ですとか、そういうところも食材を納入して業者がそれなりに責任持ってやっているのしょうけど、やはり、町としての責任と先ほども言いましたように、本当にそのデータを集めるのは確かにいいかもしれませんが、自分のところでしっかりと最終的に確認をして提供するという責任があるのではないかなというふうに考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 独自にやるべきだというお話だと思います。

本当はそれが一番安心だというふうには思います。念には念を入れて、丁寧にやっていくということだと思いますので、どこで何が起きるかわからないという万が一のことを考えると、そういったことも考えていかなければならないのかなと思います。

一番、一般の人たちに安心を与えるというのは、実際に自分ところでやってみた結果というのは、やっぱりそのとおりだと思いますので、幸いなことに過去に新聞報道もありましたけども、地元の企業で放射能の検査をしている会社があるのですね。そこをちょっと調べさせてもらったのですけれども、現在8市町村ぐらい、実は給食の検査をされているようで、機械もわりと精度の高いものが入っているという証拠を得ましたので、それに1回の給食の検体といいますか、1回の給食を全部まとめて、シャッフルして検体をつくるのですけれども、その1回の検査が4,000円くらいという値段でしたので、地元の企業を育成していくという意味でもですね、検討してみたいなというふうには考えております。

念には念を入れてということであれば、そういったところもちょっと試行的に検討してもいいのかなと思っていますので、ちょっとこれから担当のほうに指示しながらですね、一度業者を呼んで、内容を確認してからやってみたいなというふうには考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 私もその件については確認しておりまして、話している中でですね、以前は検査機器を購入してという話もあったと思うのですね。だけど、やはり単純に機械がはかってくれるということではなくて、やっぱり検査する技師の能力というのも非常に影響するということで、やはりなれているところでやっていく。そして、もしやるのだったら、そういう検査をできるような人を育成していくというようなことは、町がやってもいいのかなというふうに考えます。

ぜひ責任持って、先ほど町長は絶対安心だというふうに断言されていましたが、それをさらに信じて出せるように自分も独自にやっていく。検査の料金もそんなに莫大にかかるわけではないですし、そういうところで安心が生まれるのだったら、私はそれ以上のことはしないのではないかなと思いますので、今、給食は教育長のほうから試してみたいような話もいただきましたので、全体的に町全体のところで考えていただければいいかなと。

町長、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今、教育長が答弁したとおりだと思いますが、我々も必要であれば、やることは当然のことだと思います。

今までの経過の中で、そういう必要性があるのか、ないのか、いろいろ検討してきましたけれども、現在のところは、そういう必要性はないだろうというもとで、今まで町独自でモニタリングはしていなかったという状況でございます。

したがって、今後必要であれば当然考えるべきでありますので、教育委員会の御判断、いろいろな御検討を尊重して、これから町もそういうことを十分配慮していきたい。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ぜひ、自分たちのことは自分たちで守るという、そういうレベルに来ているというふうに思いますので、御検討のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、15番中村議員。質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1点目です。郊楽苑の運営についてということでお聞きをいたします。

郊楽苑に対して、私は別海本町に共同入浴施設は必要であると、その意味で、今のままで郊楽苑が閉鎖されたら困るという町民がいるという現実を踏まえながら、対応していくという必要があるというふうに考えています。これが私の基本的な考え方です。

もう1点、しかし同時に、郊楽苑は町民全体の財産であり、その運営に関しては自治基本条例に基づいて民主的に行われなければならないと考えていると、これも基本的な姿勢の一つであります。

この基本的立場から、7点にわたって質問をさせていただきます。

1点目です。町は335万円をかけまして、郊楽苑保全計画のための調査を専門業者に委託し、ことしの3月には、その調査結果が出ているはずであると思いますが、その事実について、まず確認をさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 中村議員御指摘のとおり、交流センター建築保全計画作成業務委託ということで、平成24年10月19日に入札を実施しまして、株式会社日本工房に委託をし、調査結果が本年3月に提出されております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） この保全計画のための調査についてであります、以前、町は調査結果が出たら議会に報告し、町民にも公表をするとしていましたが、いまだに公表されていないと認識しております。

その理由、一体どういうことであるかということをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 以前、検討会を立ち上げて、町民の皆様に旧別海町交流センターの存在の必要性や、今後のあり方について検討していただくと説明しておりました。

今回御質問にあります調査結果につきましては、以前は数字がひとり歩きをする恐れがあるということで公表を控えてまいりましたが、8月12日、その検討会が立ち上がりまして、その中で調査結果についてもお知らせをし、議論していくということになったため、本日議会へ報告いたしたく、本日の会議終了後、議員の皆様にご説明をしたいということにしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 3月に調査結果がまとまって、8月にそれを公表すると、本日議会にもそれが報告されるという5カ月間のタイムラグがあるわけですね。

これはなぜかということをお聞きしています。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

議員おっしゃられますように、3月に調査結果が出ておりまして、その後、検討会で議論していただくというふうにしておりました。その検討会の委員さんにかかる費用弁償等の予算につきましては、6月の定例会で予算を議決していただきました。

それを受けまして、8月に検討会を立ち上げ、そして皆様のスケジュールを調整しながら8月12日に開催して、今まで2回ほど会議が行われているのですが、本日、議員の皆様にご説明するというスケジュールにいたしました。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 検討委員会を設置するとかっていうことに疑義を言っているのではなくて、3月に結果がまとまって、それをですね、以前は、まとまれば町民にも公表します。そして議会にも、まとまった段階で報告しますと言っていたにもかかわらず、そのことが行われなかった理由は何かと聞いているのです。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 先ほども申し上げましたように、数字がひとり歩きをすると。まだ調査結果が報告されただけでございまして、これからどういうふうにして、その保全計画に沿って実施するですとか、あるいは郊楽苑の今後の方向といいますか、運営等を含めまして、その辺は一切決まっております。

それで、その時点で数字をお知らせすると、どうしても数字だけがひとり歩きをする恐れがあるということで控えていたわけです。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） その数字がひとり歩きするということはよくわかりません。どういうことですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 数字がひとり歩きをするということですが、いわゆる正確な情報を知らせるべきであるということでもありますので、やはりそれは、しかるべきときにしかるべき形で伝えていくのが、本来の姿であると思っておりますので、そういう意味で検討委員会を立ち上げるということを申し上げてきたわけでもありますので、そこで説明をする、まさに町民の代表の皆さんであります。公募もあります。

そういう中で説明すると同時に、やはり議会の所管の委員会の皆様にも、そこはしっかりと説明していく、そして全体の議員の皆さんに説明をしていく、そういう形でやってきておりますので、そういう事情をぜひ御理解いただきたい。そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 3月にまとまった調査結果ですが、それは正確な情報ではないということになりますか。

今、町長がですね、正確な情報をお伝えするために今まで延ばしてきたのだというようなお答えをされました。そのことについて、もう一度お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 調査結果で出た保全するための計画、それからそれにかかる経費、それについては我々としては正確な、すべてが完璧とは言いません。言いませんけれども、おおむねと言いますか、それは正確な数字であろうと、そういうことで信頼をしながら委託したわけでもありますので、当然そうであります。

私が言っているのは、今ひとり歩きをするということが、どういうところから出てきているかということで、以前、そのことに関してですね、古い資料に基づく、古くはないかもしれませんが、いろいろいわゆる個人的な民間の方が試算したとか、そういういろいろな情報が出て、それがひとり歩きをしたと、そして、いろいろな不確実な情報のもとに、さまざまな意見が取りざたされてきたという状況があったので言っているわけでありまして、そういうことがあるので、そういうことのないように、しっかりしたことをしかるべきところで、まずは公表していく。そういうことだという中で、今回の、まずは検討委員会、そういうことにしたわけでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 以前のお話を今されましてね、一定の数字が出てきた、それがひとり歩きしたということについて、今おっしゃられたわけですね。

その出てきた数字が、民間のあまり根拠のない数字だったというような意味を今おっ

しゃったのではないかと思うのですが、今回の調査というのは正式に町が依頼をして、専門業者が出してきた数字ですね。それと以前出てきた数字と同じように比べて、そういうことがまたあってはならないというような言い方はですね、これは、この調査そのものが一体どういうものだったのかという疑いにもなりますし、町長はそうじゃないのだと、正確な信頼に足るべき数字なのだとおっしゃっているわけですから、それを出さないということの根拠をですね、以前そういうことがあったという、根拠のない不確定な数字が出て、それがひとり歩きしたという過去の経緯をもって、今回もまた同じようになるという説明は、それは説明になりません。

そこで、お聞きするのですが、こういうことをこれからもやるのですかということですよ。

調査結果が、いろいろな調査がこれから行われますね。多分行われるであろうと思うのですよ。そういうときに、調査結果が出た。町側にとってですね、一定期間のそれを公表しないで、町が出していいときに出すというような、今回起こったようなことをこれからもやるのでしょうか。

そこをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 当然ですね、なるべくそういうものについては、早く出すということが前提だと思っております。

今回の場合はそういう意味で、町民の皆さんが組織をする検討委員会を設置するということを前提できているわけですね。

したがって、こういう形にしたということで、何ら問題ないとそのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 情報をコントロールしてはいけないのですよ。検討委員会が設置されるから、検討委員会設置がされてから出すという、その根拠というのはあまりないですよ。

やっぱり、出た調査については、すぐ町民に知らせて、そして町民がいろいろな判断材料にするという情報提供するのが、これは後でまた自治基本条例のところで言いますけれども、私はそれが本当にとるべき町長の立場だというふうに、自治基本条例を守る、先頭に立って自治基本条例つくってきた方ですから、それを本当に全面的に尊重するというか遵守して、それを履行するという義務が町長にあるわけですから、その精神に立ち返っていただきたいというふうに思います。

改めて申し上げます。調査結果について、直ちに議会並びに町民に全面公開し、町民の考えを十分にお聞きする体制をとるとともに、町側の見通しについても明確にすべきだと思うということでありますが、議会には、きょうも公表されるというか、報告されるということでもあります。おくれたけれども、それは全くないよりはいいというふうに思います。

町民に対する全面公開、それから町民の考えを十分にお聞きする体制、もちろん、検討委員会というのが開かれているということでもありますから、一定の町民の意見については、そこで集約されるということもあるでしょうが、それでは私は足りないと思うのです。広範な方々の御意見をどういうふうに集約していくのか。それから、町側の見通し、これをどういうふうに公表していくのか、そこら辺をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほども、ある程度お答えしましたが、どこまでの情報をすべて町民の皆さんにお知らせするかについては、いろいろ状況によって違うと思うのですよね。

今回、この調査結果を町民の皆さんすべてにどういう形で公表するのが適当な案件なのかどうか含めて、いろいろな場合によって違うと思いますので、それとやはり、この調査結果は我々のこれから保全をしていくための重要な参考資料なのですね。決定しているわけではないのです。

今、検討委員会でいろいろ議論いただきます。そして、それを我々としても重要参考の一つとして、どういう方針にしていくか、町としての姿勢を定めていきます。そして、そのことを議会の皆さんにも、当然議論をしていただきます。

いろいろなことが、そういうことの手順をしっかり踏んで、この問題にも対応していきたい。そのように考えておりますので、いずれにしても、どこまでそういう細かい情報まで町民の皆さんに即公表していくことが必要なのか、それはさまざまなケースで異なってくると思いますので、その辺のところ検討はいたしますが、ぜひその辺は理解をいただきたい。そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） もう一度お聞きしますが、町民の考えを十分にお聞きする体制ということでお聞きしたわけですね。

検討委員会は開くと、それは町民の一定の意見集約の場であると私も思います。大変大事な機関であるというふうに思うのですが、私はそれだけでは足りないというふうに思うのです。広範の町民の皆さんの意見を、さらに集約していく方法というものは考えられていないのかということ。

それから、町の見通しについて、きちんと明確にしてそれを打ち出していく、町民にもお知らせしていくということをお願いしたのですが、それは一定時期になったら、それは町の考え方として出されるだろうとは思っているのですが、その中間、例えば今検討委員会が開かれているわけですね、その検討委員会の審議状況についての公開は行われるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 検討委員会の今の検討の状況を中間で公表するというか、お知らせをする必要があるのではないかとということです。

ちょっとその辺は、我々も今のところ、そういう形でどうのこうのというのは、検討はしておりません。あくまでも、検討委員会の中で、それぞれの町民の皆さん代表であります。十分議論をしていただいて、中間の中で、そういう皆さんも、町民の皆さんのいろいろな御意見を伺いながら、多分議論されてきているのだらうと思います。

したがって、それを中間で公表して、こういう議論になっていますということで、検討委員会の皆さんのいろいろな、これからの議論に影響を与えるようなことは、なるべくないほうがいいかなと、そんな思いもいたしますので、今のところそういう中間での報告については考えておりません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 私は自治基本条例のことを、もう一回経緯から調べるというのも変ですけども見てみました。

21年3月には、別海協働のまちづくり提言書が出されて、そして、自治基本条例の作業といいますか、そういうものがおそらく始まっていったのだらうというふうに思うのですが、非常に一生懸命考えますよね、一生懸命考えて提言もしている。この提言の中で協働の原則、まず情報公開の原則ということで、一番先に挙げてるのですよ。わかりますか。

別海町の協働の原則の1番目に、この情報の公開の原則というものが挙げられているのですよ。一番大事なものということですよ。

最初に載せるということは、私はそう思います。全部大事ですけどね。それを筆頭に挙げているということの意味、そして、自治基本条例何カ所も情報公開のことがのっています。情報共有すると、これがまちづくりの基本なのだとということが載っています。

それから、ことし出された別海町協働基本指針ですね。

これは、ことし6月付で出ているものというふうに理解しているのですが、これも町長みずからおっしゃっていますよ。何ておっしゃっているかということ、このたびは自治基本条例を進める上で、特に重要であると考え情報共有と町民参加について、より具体的に推進するためにこれをつくったのだと言っているのですよ。町長みずからがおっしゃっていることですよ。これ。

協働のまちづくりのために一番大事なものは、情報の共有と、そして町民参加なのだと言っているのですよ。みずからおっしゃったことですよ。

これを本当に町政、行政の瞳のごとくに、この精神を大事にするかということなのです。

今、町長のお話を聞いていてですね、数字がひとり歩きするという理由で、情報を5カ月も出さない。それから、検討委員会の中間の報告も町民にはしないというふうにおっしゃったことと、する必要はないとおっしゃったのでしょうか。

違いますか。もう一回、そしたら、そのところ。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 情報公開含めて、協働のまちづくり、そういうことを大事にするから、こういう問題について、検討委員会、町民の皆さんに公募を含めて検討いただいて、それを重要な参考として、これからの郊楽苑の運営をどうしていくのかの、これから町としての方向を決めていくということなのですね。

したがって、まさにそれが協働参画ですよ。そして、それはあらゆる層を代表なり推薦されてきた人ですからね、また公募もみずから加わりたいと公募してきた人ですから、まさに町民参加ではないですか。

それとですね、今中間ですが、先ほど言いましたこともありますし、これは委員の皆さんがどう、その中間報告を出すことについて、委員の皆さんの御了解も必要なのですよ。そこをやっぱり御理解いただきたいというふうに思いますし、現在私はそういうことをしようということは考えておりませんが、そういうことは、委員の皆さんも御了解いただいて、ある一定の中間報告が必要であると思えば、今後、検討として、そういうことを考えることもやぶさかではない。そのように思っています、全く中間報告はやらないと断言してはおりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） それは当然、独立した検討委員会ですから、その判断というのはいろいろあるというのは当然ですけども、私は町長の立場を聞いたのですよ。

そこで、町長として積極的に公開をするという方向での御答弁ではなかったもので、私はその点を指摘したわけです。今の御答弁で、そのことについては、中間で公表するということについては、町長御自身としては必要であればというようなことで、理解してよろしいでしょうか。

町長の御自身の自治基本条例の立場からいって、情報公開が原則なのだというふうなことで、その原則点でこの問題とらえているかどうかを、もう一度聞きたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 郊楽苑の問題については、私も昨年もそうですけれども、町民の皆さんの意見を聞くという場も設けて、この問題に対しては町民の皆さんに広く、この問題について議論をしていただくという場を設けてきました。

今回、これからどうしていくのかということについてですね、検討委員会、町民の皆さんのいろいろな各界を代表した推薦をいただいた方、公募をいただいた方、まさに町民の皆さんですよ。その中で検討いただいて、それを重要な参考として、これからの方針を決めていきます。そして、それを議会の皆さんにもしっかりと議論をしていただきたいと思いますと思っています。

そして、これから、これも検討委員会の皆さんの御意見を伺わなければなりませんけれども、そういうことを町の方針を含めて、ある程度決まった時点で町民の皆さんの御意見を聞く機会、これもまた必要なことであればやりたいと思っていますし、また検討委員会の皆さんの御意見を伺った上で、そういう必要があればやりたいということもありますので、何にも私は、自治基本条例の精神から逸脱しているということは全くないわけでありまして、しっかりそういうふうに取り組んで、町民の皆さんの参画と協働によるまちづくり、これをしっかり踏まえて、何ら変わりはありません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 原則的立場について、確認をさせていただいたのです。

自治基本条例にある、まず基本理念「第4条、私たちは、まちづくりの主体として、お互いに情報を共有し、協働により将来の別海町を築き上げます。基本原則（1）情報共有の原則。相互にまちづくりに関する情報を共有します。第2章、情報共有。第6条、私たちは互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを基本にします。第7条、情報提供。議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的にわかりやすく、適時に提供します。」こういう情報公開が原則なのであると、協働のまちづくりのために、これは最も大事なことなのだと、情報共有・情報公開が大事なものであるという基本原則は、町長確認したいのですが、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 情報公開については、そのとおりであります。

したがって、今条例にあるとおりでありまして、それに基づいてやってきております。その中には、適時というものもありますし、しっかりすべてを公開するというのは当然のことでもありますので、ただし、すべてといったそのすべてが、どこまでがすべてなのか、それについては、いろいろ議論はあると思いますから、その辺については、そのすべてと言われましたけれども、その辺については、ぜひ御理解いただけるのかなと、そのように思います。

情報を出さないということではなくて、適時しっかり出していく。今回の件についても、何も隠す必要はない。なるべく早く出しなさいということでやってまいりました。

したがって、今回の場合には検討委員会ということが前提でありましたので、こういうことになったということでありまして、全く情報公開の精神、すべてを、それについては今回の情報についても、調査保全計画についても、しっかりとお示しをしていくということで、何ら隠すものはございません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 情報をコントロールしてはいけないということが原則であると私は思っています。

4番目の質問ですが、昨年9月議会で補正予算に対する附帯決議が採択されています。全会一致で採決されたもので意味は極めて重いものがあると思いますが、これに対する町長の所見をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） この附帯決議については重いものと、そのように受け止めております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） であれば、この附帯決議に基づいた行政執行をどのようにされてきたか、具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

その前に中村議員の最初の質問の時点で、本町には、この市街地には入浴施設がないと。郊楽苑以外に、現在実質ないのだと。そういう意味で、この郊楽苑については必要なものであるということを前提に、今まで御質問いただいたところではありますが、我々としてはそれだけでなく、やはり、町民の皆さんの憩いの場でもありますし、また都市との交流ということで、この郊楽苑は最初の目的がそういうことでありました。

また、観光でありますとか、それから食の発信でありますとか、また福祉の観点、さらには、この現在の災害がいつ起こるともわからない状況の中での、そういうときの受け入れの施設、いろいろな目的があるのだろうと思います。

そういう中で我々としては、この施設については、これからも存続をして維持をしていきたいと、そういう思いで町の皆さんの御理解をいただくべく、さまざま取り組みを行ってきたところでございます。そういう中で最善の方法を探ってきたと、そういうことであります。

したがって、ただ一つ入浴施設ということではないということを、ぜひ御理解いただきたい。そのように思います。

そのことを前提に附帯決議の3点、これについてでございますが、まず一つとして管理経費の支出でございますが、本件につきましては、内容の精査など確実に実行いたしております。

それから二つ目として、施設の保全等にかかわる情報公開につきましては、今後とも、先ほども言いましたように一層進めてまいりたいと思いますし、また新しい契約の賃貸契約につきましては、本年の4月15日付で締結をいたしております。

三つ目ですが、計画や議案などの提案に当たりまして、資料提供及び審議時間の確保などに配慮すること等でございますが、本件につきましては先ほどお答えをいたしましたように、本日の会議終了後、現在の取り組み状況について御説明を申し上げることといたしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長から冒頭、私が申し上げたことに関する指摘ということでありましたけれども、もう一度、私読みますからね。別海本町に一戸しかないなんて、どこにも言っていませんよ。

もう一度言います。

別海本町に共同入浴施設は必要であると思っているということです。その意味で、今のままで郊楽苑が閉鎖されたら困るという町民がいるという現実を踏まえて、対策をとっていく必要があるというふうに私は申し上げたのです。

だから、施設が1戸しかないとかという、そんなことを限定的に言っているわけではありません。その点をまず、逆に指摘させていただきます。

それですね、情報公開のことについては、前段で大分やりとりしましたので、いいというよりは、よくはないですが、特に私たち議会が求めていたのは、2項目の情報公開を一層進めるべきだということを言っていたのです。

今、従前どおりに制限を設けたり、あるいは今回のように検討委員会ができるまで、それを出さないというような、そういう制限を設けるということを私たちは望んだのではなくて、情報公開を一層進めてほしいということを求めたわけです。

そのことについては、どう思っていますか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほども申し上げたとおり、この情報について制限だとかいうことは全く考えておりませんし、全て公開をする、公表すると、何らその方向は変わってないわけであります。

したがって、今回の場合は検討委員会でそういう形ですね、先ほども言ったように、町民の代表の皆さん、公募の皆さん含めて、そういう中でしっかりとそれを示して、検討いただいているということでもあります。また当然、所管の議会の常任委員会の皆さんには、まず先行して御説明をして、そして、本日は議員の皆さん全員に説明をするということでございます。そして、今後についても町の方針が決まったときには、当然、先ほども言ったようなところで、必要があれば住民の皆さんの意見を聞くということも設定していくこともですね、検討していく必要があるかなと思います。

いずれにしても、そういう中で、この今回の保全計画含めて何ら公開しないとか、情報提供しないとか、全くそういうことはございませんので、適時公表していく。そういうことの流れてきているということは、ぜひ御理解をいただきたい。そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 1点だけ聞きます。

3月の定例会以降、今日に至るまで期間が相当、半年間あったわけですが、その間で常任委員会含めて議会に、私はですよ、私は1回も、このことに関する報告は受けていません。常任委員会を含めて、議会に対して報告が何回行われて、いつ行われたか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えします。

今、手元にその資料を持ってきておりませんので、後ほどまたお答えしたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 後で数字が出てくるとは思いますが、少なくとも全体には、ただの一度も報告はないというふうに記憶しています。

それで、この附帯決議を尊重するという実態になったのかということで、非常に大きな疑問があります。

時間の関係で6番目に行きますが、6番目に関しては後ほど、もう一方、この件につい

て質問されるというふうにお聞きをしていますので、その場で内容はわかると思いますので、割愛します。

7 番目に行きます。

郊楽苑に関する町有財産の賃貸借契約書によると、賃貸借期間は平成26年3月31日までとなっています。町はこれまで、この期間を守るとし、その後については白紙の状態から新しい借手进行公募するとしてきましたが、それに変わりはありませんか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

確かに、現賃貸借契約につきましては、平成26年3月31日に契約が切れることとなっております。平成26年4月以降につきましては、旧別海町交流センターを継続する場合は、新たに公募をするということにしておりますが、先ほどから申し上げていますように旧別海町交流センター検討委員会の意見も参考として、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 契約書ではですね、この契約を継続するかとどうかということに関する規定がありましたね。そして、契約を解除する場合は2カ月前に通告すると。

それがない場合は、自動的に継続されるのだという規定だったと思います。

当然ですね、白紙に戻すという町の考え方ですから、町の考え方として今まで説明されていたのは、そういうことですから、町の考え方として白紙に戻すということであれば、2カ月前に、そのことを言う必要があるということになるかと思いますが、それは契約書どおりに履行するというところで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 契約書の中身につきまして、今中村議員おっしゃられましたように、2カ月前に通知をするということになっておりますが、民法のほうの規定では6カ月前には、その旨の通知をしなければ適法と言いますか、6カ月前には通知をしたほうが良いという規定がございまして、今その辺も含めまして検討委員会のほうでは検討して、6カ月ですから9月末を視野に入れながら、今検討していただいているというところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 6カ月前ということになりますと、まず契約書そのものがですね、また変えなければいけないということになるというふうに思いますし、6カ月ということになれば、9月がタイム的には、もう限界だということになりますね。

そうすると、そういうふうなことをですね、9月末までに結論出さなきゃならないわけですよ。私たちはそのことについて、今聞きましたよ。そういうことを検討されているということを今聞きました。今聞いて、9月末日までのことを、どういう審議をして、どうやって結論を出すのですか。

附帯決議に述べられていることが全く守られないのではないですか。どうですか。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 契約書では、2カ月前ということになっておりまして、この契約書はあくまで有効でございます。

ただし、相手から異議が出た場合には、最終的には民法のほうが重い法律になりますの

で、そちらのほうでは、やはり不都合が出てくるということでございまして、契約書はあくまで生きるということでございます。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと、中村議員お待ちください。

今、中村議員の一般質問中ですが、先ほどの中村議員の質問の中で、産業振興部長から、後ほどお知らせしますという件もありまして、それは、この一般質問の中で結論を出さなければだめだということで規定でなっておりますので、そういうこともありますので、今の議論もひっくるめて1回ここで休憩を挟みたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

中村議員に申し上げます。

質問中ではございましたけども、先ほどの答弁漏れのほうを先に答弁させてよろしいですか。

○15番（中村忠士君） はい。

○議長（渡邊政吉君） それでは、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） それでは、お答えいたします。

今まで、この旧交流センターにかかわる件について、産業建設常任委員会のほうにお話していた、日にち等についてお知らせします。

最初は5月27日、産業建設常任委員会に口頭でございますけども、今後検討委員会を設置すること、それと、それにかかわる費用について、6月補正に計上するというのを5月27日に口頭で説明しています。

次に、6月19日につきましては、これも口頭でございますけど保全計画についてということで、先ほど答弁しました委託については期間と相手方、それについて報告、それと今回の調査結果については向こう10年間に及ぶ修繕等について金額も含めて、口頭で説明しております。ちなみに金額的には、2億2,455万円ということで口頭説明をしています。

それと、次に8月19日、これも常任委員会のほうには本日議会終了後、全員協議会のほうで御説明申し上げます資料と全く同じ資料を使いまして、御説明をしています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 町長から、補足説明があるそうです。

○町長（水沼 猛君） もう一つ、いわゆる契約の解除の通告ですが、先ほど言いましたように、町との契約では2カ月前となっておりますが、こういう場合は貸し主が、そういう通告する場合については借地借家法が優先されると思います。

したがって、6カ月前に通告をしなければならないという民法上となっておりますので、そちらが優先されるということになります。

したがって、このことについて、議員各位の皆さんに御説明をしていなかったということにつきましては、極めて大変私としても遺憾だと思いますし、申しわけないと、そのように思っております。そのことについては、陳謝をいたしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 保全計画については常任委員会で口頭1回、資料提出1回とい

うことであります。全体には、ただの一度も報告がないということ。そして、契約の継続について、期限は9月末日だということであります。

もう二十日を切っているという状況で、きょうの段階でそれが議会全体に報告されると町長陳謝されましたけれど、陳謝ではこれ済まないですよ。私は、そのことをまず言うておきたいと思います。

時間の関係で2番目に行きます。

2番目です。オール別海でT P P反対の取り組みをということで、質問いたします。

7月のマレーシア交渉会合に途中から参加した日本政府ですが、8月のブルネイでの会合からは、本格的に参加しました。しかし、交渉内容は明らかにされていません。

T P P交渉は完全秘密主義をとっており、日本政府も交渉参加に当たって、秘密を守るという誓約書にサインをして参加を許されています。

こうした中で、特に日本の国土を基本部分で支える農林水産業を基幹産業とする全国各地からは、地域ぐるみでT P Pに対する疑問、不安、反対の声が出され、最近では消費者、医療関係者、学者、弁護士、さらには文化人も含めて反対運動が起こり、広範な国民運動になってきています。それにもかかわらず、政府はアメリカと年内妥結で合意し、前のめりの姿勢をますます強めています。

私は、T P Pに関する情勢は一刻の猶予もできない緊迫した段階に入ったと、強い危機感を抱いています。

町長は、これまでもT P Pは別海町の経済を壊滅させる、断固反対の姿勢で頑張ると力強く宣言され行動されてきました。その立場と意思をより高く掲げ、オール別海でのT P P反対運動の先頭に立っていただきたいと強く願いつつ、3点にわたって質問させていただきます。

1点目です。ことしの3月議会で私や西原議員の質問に答えて、関係経済団体との連携、管内町村議長・首長との連携を重視しながら反対運動を進めていくとし、あらゆる方策を検討しながら積極的に危機感を持ち、スピード感を持って対応していくとおっしゃっています。

この間、どのような思いで、どのような行動をとってこられたかをお知らせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、このT P P交渉への参加について、断固反対ということで訴えてきたところですが、交渉参加という事態になったということについては、極めて残念でございます。

日本政府については、7月23日、マレーシアで開かれた環太平洋連携協定の第18回の全体交渉会合に合流し、交渉に正式参加となりました。

別海町として、農林水産業に壊滅的な影響を受け、加えて地域社会の崩壊につながる交渉参加は断固反対であり、重要品目の関税撤廃の除外・再協議などを求めた自民党や衆参農林水産委員会の決議の遵守と徹底した情報開示が必要であると考えます。

しかし、政府から国民に対する情報は少なく、これまで日本は聖域の5分野を含む農産品834品目と皮革や繊維など工業製品95品目の関税を撤廃したことはなく、過去に結んだ外国との経済協定でも撤廃した品目は最高で88%にとどまります。

これを少しでも超える引き上げとなれば、初めて関税を撤廃する品目が必ず出るようになります。

日本はブルネイでのＴＰＰ交渉会合で、最大の焦点である関税撤廃・削減を扱う市場アクセスの作業部会に初めて参加し、自動車など工業品で攻勢を強め、聖域とする米など重要農産品５分野の関税死守につなげたいとの報道もありますが、鶴岡公二首席交渉官は記者会見の中で、日本の交渉案に相手国から注文がついたことを明らかにしています。

私の思いと行動とのことでありますが、別海町が将来にわたり、一次産業を柱として多くの消費者に食料供給を果たすことのできる基幹産業への影響が懸念されるＴＰＰ交渉参加に踏み込まないよう、３月には根室町村会、根室市と環太平洋連携協定交渉に関する要請、４月には根室管内首長と連携し緊急要請を行ったところです。

また、７月には北海道土地改良事業団体連合会として多様な農業の共存を基本理念とした国際貿易交渉の中で要請し、８月には根室地方総合開発期成会として酪農・畜産業の振興対策と生産基盤整備の促進の中の重点要望事項として、それぞれＴＰＰに関して要請を行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１５番（中村忠士君） ２番目ですけれども、西原議員が提案された当町独自のＴＰＰ対策本部の設置については、この質問されたときの答弁では設置するつもりはないという御答弁だったかと思うのですが、今はもう既に重大局面に入っています。今こそ、早急に必要なものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず中村議員におかれましても、この交渉については極めて秘密性が高い交渉であるということは、御承知のとおりだと思っております。

そのような中でありますが、４月末でございますが、高橋知事の定例記者会見において、マレーシアで行われたＴＰＰ交渉会合に関しまして、知事の発言として、「これまでの交渉よりも厳しい守秘義務協定を結んでいる。政府としても、どう国民に情報提供するか議論しなければならないとの話があったようだ」とも報道されたところであります。

道におきましてはマレーシアに職員を派遣し、情報収集に当たったとも報道されております。根室振興局を通じまして、それらの情報の取得に、今までも努めておりましたし、今後とも努めてまいりたいと思います。

これらのことから、今対策本部を設置しましても、このように情報のない中で、どのように取り組んでいくのかということについて、非常に我々としても判断に苦慮するところでもございます。

町といたしましては、以前から申し上げてきたとおり、今すぐに設置をするということについては考えておりませんが、今後の状況ですね、それらに応じて検討していきたい。そのように現在では考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１５番（中村忠士君） ３番目に行きます。

全道・全国の運動を励ます意味でも、別海町を守り抜くということのためにも、ＴＰＰ交渉撤退を日本政府に求める全町民集会を開いて、全国にアピールするときに、まさに今なのではないでしょうか。

町長の見解をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 町民集会を開いて、全国にアピールということでございますが、

これも以前にも、お答えをしているところでございますが、この問題につきましては、管内の自治体、それぞれ首長と協議を行う中ですね、管内が一体となって、この問題について行動すべき、そういうことだと我々も思っておりますので、この考え方を踏まえて、今後検討してまいります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 6月以降ですね、町民集会・村民集会などが開かれているかどうか確認しました。

6月1日陸別町、町民集会500人。

6月30日新篠津村、村民大会220人。

7月1日せたな町、決起集会500人。

それから7月23日、24日は全十勝的にですね、幕別・芽室など、ほぼ全市町村だと思うのですが、反対集会を23日、24日とやっています。

新篠津村では8月20日から21日、村ぐるみで中央要請しています。

長島政務官はこのように言われています。「一自治体がまとまってT P P反対要請活動をするのは、全国的にもまれだ」と。「新篠津村の村民の団結力に感銘する」というふうに言っています。

別海町が立ち上がればですね、新篠津村と同様に大きなインパクトを与えます。全道的、全国に大きなインパクトを与えます。

ぜひ、町長に町民集会を開くという御決断をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほどもお答えしたようにですね、この問題については、やはり管内一体となって取り組むべき、そのほうが効果がある。そのように私どもは思っておりますので、そういう状況に応じて協議をして、そして管内一体で取り組んでいく。その方向で考えてまいりたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 別海町町民の命を守るためにも、もちろん産業を守るためにも、この町そのものを存続させるためにも英断をもってですね、町長のリーダーシップを発揮していただきたいということを最後に申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村議員の一般質問を終了いたします。

ここで、1時15分まで休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

3番森本議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○3番（森本一夫君） 通告により、質問させていただきます。

まず1番目に、旧交流センターの今後の改修予定について、お尋ねします。

郊楽苑の施設については、昨年9月議会において、契約書の不備による修繕費用について議論し、議会として附帯決議を付して予算を可決しました。さらに、12月議会においても、必要経費として補正予算を可決したところであります。

町長は12月議会で、今後の施設の運営について白紙に戻して検討すると答えており、来年3月で現契約期間が満了となることから、その後をどうするのか、町民は注視しております。このことから、次の点について伺います。

一つとして、本町には銭湯がないことや、老人の福祉、また対外的な交流の場として、施設の存続を望む声が多数であります。これらの町民の声に、町長は今後どのような方向で施設運営を考えているのか、伺います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 森本議員の質問に、お答えを申し上げます。

まず森本議員おっしゃるとおり、旧交流センター現在の株式会社郊楽苑であります、いずれにいたしましても、この旧交流センターにつきましては、この市街地にとっては唯一の入浴の施設でございます。

また、町民の憩いの場でもありますし、それぞれ都市との交流を初め、交流の場でもあります。また、観光や食の発信でありますとか、また、地域の活性化、さらには福祉の観点から、そういう観点から森本議員おっしゃるとおり、町といたしましては大変重要な施設として、今後とも存続をしていきたい。そういう思いであります。

今後の方向性などにつきましては、現在、旧別海町交流センター検討委員会、こちらにおきまして協議をさせていただいております。まさに町民の、いわゆるさまざま団体から推薦を受けた方々、また公募で応募された方々、それらの皆さんが精力的に、今御検討をいただいております。まずは、その報告を受けまして、町としての今後の方向性を出してまいりたい。そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 一番基本的なことなのですが、当初これを設置したときの目的と、それから今現在、郊楽苑運用しておりますけれども、郊楽苑の対外的な一番の売りというものは、どういうところを考えているのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員、もう一度お願いします。

○3番（森本一夫君） これをつくったときの一番当初の目的、それと郊楽苑の一番の売りというか、対外的にどういうところがいいよということで、こういう施設をつくったのかというところを、お知らせください。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） この施設の最初の当初計画を立てたときの、さまざまな目的があったと思いますが、枚方市との友好都市関係を結んでおりまして、そういう皆さんが訪れたとき、枚方市民の皆さんが訪れたとき、友好都市の皆さんが訪れたときに、やはりこういう施設も必要ではないかという都市との交流ということでございますけれども、そういう考え方でもあると思いますし、また、それぞれ町民の皆さんの憩いの場、以前の別海保養センター含めて、そういうものに変りえる町民の皆さんの憩いの場、そういうことも想定されたことと思いますし、それから観光含めて、そういう皆さんのお泊りいただく施設、そんなことをいろいろ考えて計画されたものと承知をしております。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 私もいつも言うのですが、郊楽苑かなり利用しています。

最近については、郊外からのお客さんがかなり減っております。従来顔を合わせていた人が中標津町の温泉に行っているとか、ちょっとそういう面ですね、ちょっと何か運営の方法とかについて、疑問を感じるところがちょっとあるのですけれども、その辺、町と

しては意見というか、指導とかというのは、やぶさかではないのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） ただいまの株式会社郊楽苑としてのですね、いわゆる一般の会社、民間会社でございますので、いわゆる経営努力ということだと思いますが、それについて、いろいろ町民の皆さんの御意見、あるいは苦情等ですね。そのことについては、お知らせをしておりますが、やはり一民間の会社でございますので、それぞれ詳細が、営業のほうまで我々としては口出しをするということについては、していない状況でありますし、まさに今賃貸ということで契約をしているところでもありますので、なおさら、行政が細かいところまで口を出すというようなことはするべきではないということもございますし、そういう意味で、まさに、ただいまの株式会社郊楽苑がどういう企業努力をして、お客様に満足を与えていくのか、そういうことにかかっているのかなと、そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 町長の言うこともわかるのですけども、郊楽苑というのは別海町の顔であります。

そこがですね、やっぱり何かにつけて言われる場合には、別海町の郊楽苑ということが出てくるので、ちょっと町にとっても損というか、マイナスなイメージを持たれてしまうということが考えられますので、ぜひその辺ですね、もし、可能であれば御指導なりをしていただきたいなというふうに思います。

次に行きます。

現在、有識者による検討会で、施設のあり方などについて議論されていると聞いておりますが、その経過についてお伺いします。

これについては、中村議員の質問のときにも答えておりますが、簡潔によろしくお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） それでは、検討会につきましては、各種団体から推薦や一般公募による募集を行いまして、8月12日に先ほど申し上げましたように検討会を発足しまして、第1回目の会議を行いまして、その中で旧交流センターの今までの経過について説明し、今後について検討していただいております。

9月5日には第2回目の検討会を行いまして、来週20日には3回目の検討会を開催することとなっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 私思うには、9月に附帯決議までつけて予算を通したという、そういう重大なことでありますので、検討会の設立がちょっと遅すぎたのではないかと、もっと早めに、新年度が始まるくらいに検討会を設置していただきたかったなと思います。

それと多分、それについては予算の関係もあるでしょうから、12月に町長が白紙に戻すという答弁をしておりますので、25年度予算の当初ですね、そういう予算をとって早目に検討していただきたかったのですが、これがここまで遅れた理由というのを、ちょっとお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

先ほど中村議員の質問でも一部お答えしたのですが、平成24年につきましては、修理

等の関係で補正予算をいただきまして、年度中に処理をしたところでございますけども、本来ですと新たな公募の仕方等につきまして、早急に詰めておけばよかったのですが、当初予算の提出時には間に合いませんでした。

6月補正において検討委員会を立ち上げると、そしてそのときの費用弁償について、6月の補正に上げたといった中で、6月の議会後、8月12日まで時間を要してしまったのですが、この点につきましては、まことに事務的に遅すぎたということで、非常に反省をしていることでございます。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） わかりました。

次、3番目に行きます。

昨年度、郊楽苑の修繕にかかわる調査を行うため、委託料の補正を行いました。調査結果に基づく改修計画は策定されたのか伺います。

また、計画が策定されたのであれば、今後必要となる、年度ごとの改修箇所及び予定額がわかりましたら、お知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

委託業者による保全計画は、本年3月に調査結果が提出されております。

その中では、今後10年間の間に工事が必要と考えられる箇所及び金額が示されていますが、それに伴う改修計画というものは策定しておりません。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） それでも白紙に戻して、あれするのですから、郊楽苑を営業停止するか、運営するかということなるかと思うのですけども、そこが決まらなと決まらないのかもしれませんが、でも私が希望するには運営してほしいという希望でございます。

要するに額自体は発表されることは可能なのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

調査結果の数字につきましては、議会終了後の全員協議会の中でも、資料をお配りして説明いたしますが、今、口頭で読み上げさせていただきます。

年度ごとの必要とされる箇所、必要金額ということでございますので、ちょっと長くなりますが、平成26年度につきましては、金額3,158万円。

27年度は、2,838万円。

28年度は1,424万円と、プラス温泉施設の関係で570万円。

29年度2,368万円。

平成30年度1,801万円。

平成31年度2,540万円。

平成32年度、建物が2,090万円、それと温泉施設が730万円。

平成33年度1,508万円。

平成34年度1,800万円。

平成35年度1,412万円。

以上、10カ年合計しまして2億2,239万円となっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） はい、わかりました。

それで、こうやって数字が出ているのですから、もうちょっと早い時期に公表されるべきかなというふうに考えます。

それと、質問の中で一部聞き漏れましたので、追加でちょっと聞きます。

契約書の関係なのですが、先ほど中村議員も質問しましたがけれども、当初の契約では2カ月前に解約について通告するというので、契約書を締結しております。

その後ですね、借地借家法の関係で1年から6カ月前までに、解約する場合には相手方に通告しなさいということ为先ほど知りましたが、これについては、当初の契約書に不備があったという段階でですね、弁護士さんと相談されているかと思うのですが、この6カ月前というのは、どの時点で認識されたのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

6カ月ということで、弁護士のほうからお話と言いますか、文章がありましたのが5月の時点でございます。

ただ、先ほどから申し上げていますように、通常の契約としては2カ月というふうになっておりますので、これについては有効というふうに考えています。ただ、相手方から異議があった場合には6カ月ということも考えられるので、6カ月前からやっておくのがいいですよというお話でございました。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） そうなると、あと残り十何日しかありませんよね。その中で検討委員会の検討の結果が出てですね、こういう町側から契約を解除しますということが可能かどうか、ちょっと確認します。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 今、申し上げましたように、6カ月前に相手に通告するということは9月末ということで、こういったこともあるということは相手側には伝えてあります。

ただ、今検討会の中で検討されておりますので、それが9月末まで、そういったある程度の方向といいますか、そういったものが出るのかどうか、その辺は特に限定はしておりませんので、その検討会の成り行きによっては6カ月前には間に合わないということも十分考えられます。

その場合には、また別な方策として考えていきたいというふうに思っています。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） ちょっと今の答えでは不安なのですが、借地借家法の中では更新しなかったときに、その例えば契約書の2カ月が有効、両方が納得して2カ月でいいよという話あればいいのですが、例えば借り主側が嫌と、首を縦に振らないということになった場合には、当然上級の法令が優先されるわけですから、借地借家法が優先されるということですね。

そうすると、9月までに解約の通告をしないとすると、この条文の中では通知をしなかったときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなすと。ただし、その期間は定めがないものとするというような条項があります。これについて、認識を持っていますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 契約の中では賃貸借期間において、26年3月31日までとすると、契約期間満了する2カ月前までに甲または乙より、解約の意思がないときは本契約1年間延長されるものとし、以後毎年この例によるということで、その2カ月という契約も生きるのですが、ほかに異議があった場合、6カ月ということで言われた場合のことを考えると次の方策として、この1年間延長ということもあり得ないことではない。

ただ、先ほどから言っていますように検討会の結果、それを受けて町の方向性は、早急に検討していかなければならないというふうには思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） ということはですね、黙っていれば1年間このまま継続されてしまうという言い方おかしいのですけども、継続されるという形を取られる可能性はあるということでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えします。

状況によっては、そのようなこともあり得ると思います。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） ちょっと何か、質問の内容からすると困るのですけどもね、町長は白紙に戻してやるということで、12月に言っているものですから、ただ、それが事務的な遅れだとか何とかで、このまま1年間その契約が延長されるということは、これちょっと町民でも、私もちょっと納得ができません。

ここやっぱり、ちょっとはっきり聞かせていただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） もちろん検討委員会の皆さんも、借地借家法からいけば6カ月前が望ましいということについては、認識をしていただいて議論をしていただいております。

それは、ぜひ御理解いただきたいと思いますし、そういう中で検討委員会の皆さんがどういう判断を下されるのか、単に、だから議会の皆さん、我々もそういうことで白紙に戻して、公募をしてということは申し上げてきました。

しかしながら、検討委員会の皆さんが必ずしも、そういう結論になるのかどうか。

例えば、これは極端な話ですけどね。もう必要ないですよということもあり得るかもしれない。いろいろな結論が導き出されることもあり得るということですね。

ぜひ、その辺を御理解いただいて、精力的に今検討委員会のほうで結論を出すべく、議論していただいておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 最後にもう一つだけ、お尋ねします。

この検討委員会の結論は、何日に出るのでしょうか。何月何日ごろに出るのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほど申し上げたように、9月20日に3回目が開かれます。

その議論がどのようになっていくのか、我々その辺は行政として、その議論をコントロールしているわけではありませんので、検討委員会のほうで十分議論を尽くされることが大事だと思っておりますので、町としては、その辺をいつまで、9月はそういう状況ですよということは十分お伝えをしながら始まった、この検討委員会での議論でありますので、その辺はですね、町としてはコントロールをするとかですね、いつまでとかという話

をするべきではないと思っておりますので、いつ結論をとということは、この場ではっきり申し上げることはできません。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 私、最初に申し上げたとおりですね、郊楽苑はぜひ継続してほしいという観点から、いろいろなことを質問させていただきました。

町民の声というのは最初に申したとおり、ぜひ続けてほしいという期待がかなり大きいものですから、変な誤解を招かないような形で継続というか、私の願いとしては、継続するような方向で検討していただきたいというようなことです。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、森本議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

まず1点目、子育て支援の充実についてです。

ほとんどの自治体で人口減が続いています。別海町も例外ではありません。

そうした中、新しい命が生まれることはうれしいことです。子どもを安心して生み育てるために、支援が必要であり保育の充実を求める声は高いものがあります。

別海町では第6次総合計画の中で保育サービスの充実を上げ、児童と家族を取り巻く環境の変化に対応する事業を実施するとしています。

しかし、町立別海保育園では、平成25年度は定員超過のため、中途入園の受付はしていないことが情報の中から確認することができます。安心して入園させ働きたいと願っていた方にとっては、大変な状況があります。

そこで、4点についてお聞きします。

一つ目として、今年度の募集時には、保護者の状況等を聞き取りした上で、入園の可否を判定されていると思いますが、その基準や条件はどのようなものなのか。

また、最終的な判定はどのようにしてされているのか、あわせてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） それでは、私のほうからお答えいたします。

保育の実施基準については、児童福祉法第24条に基づきまして、別海町立保育園設置条例により規定をしております。

具体的には、一つ目として居宅外で労働することを常態としていること。二つ目としましては、居宅内で当該児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。三つ目として、妊娠中であるか又は出産後間もないこと。四つ目としまして、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。五つ目として、長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。六つ目としまして、震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。など、いずれかにより保育することができないと認められる場合と定めております。

町では、この入所の基準を具現化するため、全国の自治体と同様に入園措置基準を定めております。そして入園の可否に際して、点数化し客観性を持たせております。

また、従前からこの措置基準はありましたが、平成25年度入園に際し、優先順位を見直すなど、よりきめ細かく実態に即したものに改めました。

最終的な入園の判定は、入園措置基準表、ただいま申し上げました基準に基づく表、あるいは保護者の状況を調整する保育の実施基準調整表、これらの点数を合算し、入園申込時に保育園で保護者に直接面接した家庭状況も含めまして、基準点数の高い家庭から順に入園としております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今回、25年度から基準をきちっと見直したということなのですが、ことしは少し前もって入園する人数が多くなるのではないかというふうな情報も聞いていました。

24年度までは、全員が入れていたということだったのですが、全員が入れていたときには、そんなに基準というのは厳しくなく入っていたのか、全員がその基準の中に該当していたのか、その辺のところを少しお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） お答えいたします。

24年度の時点でもですね、決して全員が漏れなく入園を承諾されたということではありません。24年度におきましても定員を超えておりましたので、その時点では一定の条件を理解していただきまして、もし退園する子供さんが出た場合、あるいは何月ごろにはこういう方が今のところ出る見込みなので、その時点では入れるかもしれませんというように形で待機という形を取りましたので、入園をある意味承諾されたというふうに理解されているのかなと思います。

ただ結果的に24年度も、その年度末まで経過した時点で全員の方が入れるという状況になりませんでしたので、25年度につきましては、3歳児、4歳児、5歳児等の子供さん方の推移が想定できましたので、また入園希望が定員をオーバーするのではないかなというようなことがありまして、今瀧川議員が聞かれたように、基準も少し明確にして判定をできるようにしたということはあると思いますけれども、25年度に限ってそういう定員を超える状況にあったということではないということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 本当に入れなかった人たちは、すごく大変な思いをしているということなのですが、この町民の一部の入れなかった人からの知っている方からというようなことで、一気に何人かの方からこの入園判定について、判定に対して不満のような声が聞かれました。

この子育てをしている年代というのは若くて働きたい、そしてその収入で生活を成り立たせたいと思って働きたいと思っているわけですね。ですので、本当に入れたいけれどもそこには入れなければ、やむを得ず家の中にいるしかないというようなことも出てくると思うのですが、今のその待機というか、入れなかった人数は大体は把握しているのですが、その数字が自分で正しいかどうかわかりませんので、ことし入れなかった子供の数と、それから現状を解決するために、今後どんな手立てを考えられるのか、そこら辺のところをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） まず最初に、ことしの申し込みから承諾をされなかった人数は何人かということだと思いますけれども、別海保育園の場合は定員御存じのとおり、70名でございます。当初の申し込みにつきましては、105名ありました。これは、ゼロ

歳児から5歳児まで全体ですね。

入園の承諾を最初の段階でしましたのは、85名です。なぜ定員の70名を超えて15名オーバーして承諾できるかということなのですが、これにつきましては、国のほうからの保育所の入所の円滑化ということで、定員の20%を超えない場合は受け入れることができると、そういうような通達に基づいて当初から定員を15名オーバーする形で承諾をしております。

この時点では、ですから20名が承諾されなかったということでございますけれども、その後承諾された方の中でも町外への転出があったですとか、他のへき地保育園のほうに入ることが決まったですとか、あるいは幼稚園に行くことになった、さらには民間の託児所に入るようになったというようないろいろなケースがありまして、町としましては、最終的に数字はちょっと後で申し上げますが、状況があったのではないかとということにつきましては、保護者から担当課のほうへ電話があったり、あるいは直接窓口のほうに可否の状況説明を求めるという方もおられました。

この声にこたえることができないか検討いたしまして、入園保留となっている期間について、これは先ほどもちょっとふれましたが、例えば10月から許可した人が居る場合、9月まで空いているわけですね。その期間に限って条件付で承諾をするという方法。あるいは民間託児所の空き具合を確認しまして、そちらのほうを紹介する等のことを行いまして、極力待機児童をなくするというところに努力したところでございます。

また、6月補正で経費を予算措置しましたが、別海保育園の内部を整備しましてゼロ歳児と1歳児合わせて、5人の混合保育ができるスペースを確保しました。これにより、ゼロ歳から1歳児で暫定的に入園をしていた園児が3名おりますが、先ほども言いました9月までですとか10月までという、この方々については通年保育が可能となったところでございます。

現状を解消する手立てということでありまして、御存じのとおり、国が子育て支援に関して、これは消費税の引き上げという条件はありますが、平成27年度から新しい子供・子育て支援事業を行うということで予定されております。

この事業につきましては、都道府県と市町村は平成26年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定するというになっております。この計画は、毎年評価を行って5年ごとに更新するもので、公立、私立の保育園、幼稚園等すべての保育施設を対象として、市町村内の需要と供給のバランスを考慮して、各自治体が入園の調整も行うということになる制度でございます。

本町でも、この計画のベースとなるニーズ調査を今年度中に実施をし、来年度には、そのニーズに基づいて、別海町子ども・子育て支援事業計画を策定することとしております。その計画策定に当たり、特に別海市街の公立、私立の保育園、幼稚園、託児施設の需給の調整を図りながら、保護者の要望にこたえていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど申し上げた別海保育園の定員をオーバーする状況につきましては、70名に対して85名、4名5名程度は定員をオーバーして受け入れることは可能ですので、来年の募集の段階では、その辺のゼロ歳児が見込みが立てづらいというのがありまして、何人ぐらいゼロ歳児の希望があるのかというようなことがなかなか見込めない状況にありますけれども、1歳児から5歳児等の入園に当たっては、そういう部分も考慮しながら皆さんが入園できるような対応を、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 町としては、本当に努力してこられて混合保育というようなこともして、待機していた方に通年保育が可能になったというようなことも聞くことができ、良かったなと思うのですけれども、子育ての支援法がこれからできていくということの中で、いろいろな問題も出てくると思いますので、そのことについては、きょうはふれることはなしにしたいと思いますが、この子育て支援法も大きな問題を抱えている内容の法だとは思っています。

それで、今回そんなふうにしていろいろなところに行ったり、転居したりとかいろいろなことがあったと思うのですけれども、行くところによって別海の保育園とは違った金額を支払わなくてはならない、それが負担になるというようなことも確実にあると思います。

ですから、やはり別海の保育所に入りたいと、その金額でないとなかなか厳しいと思うような人たちは、ぜひその保育園に入れるようにできればと考えています。

別海町には、福祉の町だということで特別養護老人ホームですとか老人保健施設などがあります。深夜勤務のある職場は、このほかにもまだあります。この深夜勤務のある職場というのは、この町ではなくてはならない職場であるということも確かだと思います。

病院の中に院内保育所があるのですけれども、院内保育所は看護師しか利用できないということにはなっていて、それは重々承知していますけれども、あえてこの病院の院内保育所の利用が今後可能にならないかどうか、そこら辺のところをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

病院の院内保育所は、看護職員の安定的確保を図ることを目的に設置しております。入所対象者につきましては、町の施設に勤務する看護職員の乳幼児等、又は病院の夜間業務に従事する職員で他の者が保育することが出来ないと認められる場合につきましては、その職員の乳幼児等も入園しております。

そのほか院長が特に認めた場合は、期間を限定いたしまして入所対象者とすることができるようしております。院内保育所の利用状況、今後の見通しを十分に検討して、病院以外の施設に勤務する町職員の乳幼児等について入所を認める場合があります。

現状といたしましては、利用状況や定員管理、または北海道から院内保育所の運営に関する補助を受けていることから、設置目的であります職員以外の乳幼児等を入所対象者とすることは難しいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 院長が認めた場合は、その限りではないと。だけれども補助をもらっているんで、本当は病院に勤めている看護師、それから夜勤している、勤務している者のほかは保育することはできないということになっているのですけれども、そのところを割合ちょっと流動的なところがあるのかなと思うのですけれども、この補助金額というのが、本当に努力してこられて混合保育というようなこと、本当に大きなものなのかということ、そしてその補助をもらわなければなかなか運営がやっていけないものなのか、補助を受けないでいて、ほかの夜勤体制のある人間を受け入れるということで、町としてかなり負担が大きくなるのかどうか、そこら辺のところをぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

道から受けている補助金につきましては、実績に基づいて受けておりますけれども、その額につきましては70万から80万程度ということで、あまり影響はないものと考えております。

それから院長が特に認めた場合につきましてはですが、過去の例からとりまして、老健施設の作業療法士等の乳幼児等も受け入れしたケースがあります。ただ、設置目的が看護師等の安定的な確保を目的とするという観点からして、やはりそこを優先した形の中で進めておりますので、そういったことも検討は必要でありますけれども、やはりそこを優先とした形の中で検討していくという形にしかならないと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 補助金が70万から80万、実績によってですが70万から80万ということを知っていて、まず一つ安心できました。

そして看護師を優先ということなのですが、これは考え方によって町として考え方を变えて夜勤をしている、そして子育て世代の人たちが入れようになれば、夜勤している他の職種の人たちも大変助かると思いますので、ぜひ今後そういう職種の人が別海町の中には何カ所もあるということ、そして子育て世代の人たちは、やはり預けて仕事をしたい。その子育て世代をしている子供たちを見てくれる人がいないから親に預けるという人もいますけれども、その親御さんから話を聞いたこともありますし、自分もそういう立場になったことがあるのですが、いつも自分が健康な状況でいるわけではない。だから、できれば夜間、このときが必要だと思うときには、病院の院内保育のようところで保育をしてもらいたいという要望が聞かれていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、町としては本当に努力されているということで、福祉部長にお聞きしたのですが、今回、入園できないことで、他町への転居も考慮しなくてはと思うほど、深刻な状況を耳にしました。それはこの人数のことからいまして多数の方ではないと思います。ですが、そういう思いを持っているという方がおられるということ、町はそういう声があることを認識されているのでしょうか。相談にいった方もいらっしゃるということで、ある程度何かお聞きになったことはあるのかなと思うのですが、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答え申し上げます。

まず、待機児童で入所が必要な方には、すべて入れるというような状況を早急に作っていくことが大事だと思っております。

その上で、いろいろな深刻な状況を耳にしますがということでございますが、認可保育園あるいは、へき地保育園に入園できなくて、他町への転居を考えているという人、またそういう声があるということについては、私どもとしては確認をいたしてはおりません。

また、逆に他町へ転出した後に、別海町の保育料は他町に比べて極めて安いのも事実でありますし、また障がい疑われるような園児に対応する保育士の充実などから、保育園については別海町に入りたいという声があるということにつきましては聞いてはおりますが、深刻な状況、転居という話については伺ってはおりません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 別海町の保育料が安いということで、本当に子育て支援をしてい

て子育てがしやすい町であるというのは聞いてはいますが、入れない子供たちが多くなるというのは、子供を産まないという選択肢にもつながっていきましますし、Iターン、Uターンしてくる若者たちが、まちづくりのために帰ってきたときに保育所がなければ、それもやっぱり帰ってくるのは無理かなってようなこともあります。

子育て支援の大きな柱として保育所がありますので、さまざまを検討重ねていただいて皆さんが入れるようにしていただきたいと考えます。

次の質問に移ります。

通院の足の確保についてです。

新病院での診療開始とともに、住民の足であるバスもすべてが町立別海病院を経由することとなり、便利になりました。このことは住民が強く望んでいたことであり、町の生活バス時刻表を見る限り細かく時間が制定され、大きな道路に接したところでは利便性が高いと感じています。

しかし、寒冷地であるこの町で停留所の標識はあっても風雪を防ぐ場もほとんどない中で、利用者にとって決してよい状況とは言えません。

また、幹線道路から外れたところに住む車を持たない方にとっては、不便であることも確かです。

私は3年前にデマンド方式について質問しました。その時点で総務部長は、「ドアからドアへの輸送を低額で提供する必要性を有効と考え、検討も進めていきたいと思う。」と答弁されています。

生活バスなどの利用料と考えあわせ、その後検討がされているかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 御質問にお答えいたします。

本町の地域生活バスですけれども、これまで町営簡易軌道や民間バス路線等が廃止となる中で、通院の足やさまざまな町民ニーズに基づいて運行されてきており、現在も釧路行き民間バスなどに接続ができるよう事業者と調整を図りながら4路線を運行しております。

利用状況は、近年の少子化の影響により学生の輸送人員が年々減少し、町内の医療機関に通院する場合無料となる通院無料乗車制度の利用実績も減少傾向にあります。

また、高齢者のバス利用が無料となる敬老優待乗車制度の昨年度実績は4, 511名で、23年度と比べると283名増加しており、このうち通院乗車数はおよそ4割ほどであると思われます。

昨年度、敬老優待乗車数が増加している要因は、それまでの通院目的に加え買い物や趣味、スポーツ等の移動手段として有効活用されているものと推測されます。

御質問のデマンド方式の検討の状況でございますが、地域生活バスの将来における運行を考える中、現時点ではデマンド方式導入を前提とした検討は進んでいるという状況ではありません。

課題として、地域生活バスによるデマンド運行は、現状の路線延長にかかる運行時間や本町の広大な行政区域と町道路線延長などから、民間バスとの接続、学校始業時間、通院以外の一般利用などの多様なニーズにこたえるには困難なことが挙げられます。

現在運行している路線バス以外でのデマンド運行なども一つの方法としては考えられますが、実施のためには無償利用の特典廃止や新たな経費負担、有料化も想定されるところです。

しかしながら、利用者の需要に応じて運行するデマンド交通システムの有用性は十分認識しておりますので今後の社会環境の変化に対応する公共交通網の形成や、運行方式の見直しを検討する中で、現在の地域生活バス制度のメリット、デメリットを勘案しながらあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 本州のほうでは面積の小さな村や町で、そのデマンド方式が始まっていて、本当に活用されているということを聞いています。

今回、また改めて私がこのデマンド方式どうなっているのだろうと、本当にその通院の足を確保する必要があるよねというのを感じたのが、別海町にも釧路から病院のバスが来ていますよね。釧路の民間の病院のバスが来て、釧路にお客さんを連れて行っていると言ったらおかしいですけども、送迎をしています。

私の知っているところでも曜日を決めて今週はこの地域、今週はこの地域というふうにして、いつもばらばらに行くのではなくて効率的に回っているという時刻表を目にしました。

これは、本当に通院には便利だということで、別海町でしたら広大な地域ですし、酪農家さん何かだったら忙しいから、なかなか家族を病院に連れていくこともでき切れないという状況もあるという中で、工夫によっては割合早い段階でそのデマンド方式、ただただ走り回るだけではなくて、効率的に患者さんを病院に運ぶことができるのではないかという思いで質問しました。

ですので、今回これからいろいろなこと考え合わせて、検討していただくということですので、ぜひ基幹道路、幹線道路のところまでなかなか行けない、本当に便利なところに住んでいない人たちが、ほかの人の手を借りなくても自分の足でデマンドの車に乗って、通院できるというような方向性を考えていただきたいと思います。町長、すみません。方向性として、必要性を強調したいと思うのですけれども、町長としてのお考えはどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） デマンド方式の要請というものも、今お答えの中でありましたし、そういう御指摘も御意見もいただきました。

それは総体的にですね、現状等も勘案しながら、これからの将来の方向を考えながら検討してまいりたい。そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ、よろしくお願いします。次の質問に移ります。

3番目です。介護保険の要支援者に対するサービスの継続性についてです。

介護保険は介護を家庭だけでなく、社会全体で支える仕組みとしてつくられました。

要介護認定で7段階ある介護度のうち、要支援と判定されている軽度の高齢者に対するサービスを、介護保険給付から市町村事業へ移行させることが社会保障制度改革国民会議で提案されました。

田村厚生労働相は5月7日の記者会見で、「受け皿がないのに事業を移していくと、地域によってサービスの質に差が出てくる。市町村事業に移行させるには、地域で受け皿が整うかどうかを見極めたり、サービスを受ける高齢者の意見を聞いたりする必要がある」との認識を表明したと報道されました。

予想されるわずかな予算の中で、別海町としてこれまでのサービスを低下させず、要支援者の介護予防給付を実施することが可能であるのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） お答えいたします。

社会保障制度改革国民会議の報告書では、要支援者向けの介護保険サービスを市町村の事業へ段階的に移行させていくべきであるとなっていることは承知しています。

これまで、国からの通達等を受けていないため、詳細について明らかでない部分が多く、情報収集を続けているところです。新聞報道などによりますと、移管に伴う市町村の負担割合は現状の枠組みを維持するとされていますので、財政面におきましては現状のサービスを継続することは可能と思われます。

しかし、町内には介護予防専門の事業所等がありませんので、従来と同様に各介護事業所における要支援者の受入れ等について、十分に協議をしながら段階的に受け皿の整備を進めることが重要と思います。

今後、厚生労働省及び社会保障審議会において見直し案がまとめられることになっていますので、制度の動向について注視していきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 予算上は多分大丈夫だろうという御回答だったのですが、今回のこの要支援1、2を外すということの移行の理由として、中長期的に介護保険料の上昇が見込まれることを挙げ、市町村における効率的な事業の実施により制度全体の効率化を図ると明記したというのを情報の中で得ています。

この効率的な事業を実施するということは、つまり利用料が、もしかしたら上がるかもわからないし、利用できるサービスが減らされる可能性もあるということで、要支援1、2の方にとっては、大変な状況になるのかなと考えています。

それで、この要支援1、2の人たちが、本当に介護度の認定の中でそんなに軽い人たちばかりなのかということを見ていきますと、決してそうではありません。この状況で要支援1とか2なのだと、そんな認定しか受けられないのだと思うような状況も多々自分の目で確認しています。

この要支援で、今サービスを利用したり、ヘルパーさんを利用したりしている人たちは専門的な視野で見て、そして援助を受けたり医療につながったりということをしていると思うのですね。

ですから、ぜひ効率化を図るという、今予算的には多分大丈夫だろうということなのですが、決してそうではないという視点も持ちながら、この国から来るもの見ていただきたいと思うのですが、町としては本当にその費用の削減は全く考えられない、今のままのサービスでいけるというふうな認識でおられるのでしょうか。

情報提供を待っているということなのですか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 介護保険事業の関係につきましては、平成24年度に保険制度の改革がありました。

その時点でですね、いわゆる要支援の利用者についてのサービスの見直し、生活支援の時間の分けだとか、そんなことがもう既にその時点から入ってきていると。

瀧川議員さん言われたとおり、国の考え方としては、もう一貫してですね、このまま右肩上がりですべていって、介護給付費を、やはり抑えたいというのが根本にあるのは、

おっしゃられたとおりだと思うんですね。

ですから、この24年4月にもいわゆるデイサービスですとか、通所の部分については介護報酬を引き下げてきていると。あるいは、全体的に要支援の方々のサービスの効率化を図るというのですかね、その一環のこの流れの中で、今回、国民会議の報告もあったのではないかなというふうに考えられます。

それでサービスのいわゆる料金はどうかということですが、今度これが新聞報道にあるとおりですね、地域の事業として地域支援事業の中に組み込まれるとすれば、要支援ですとか要支援の場合は、例えば1週間に1回ずつ利用して、4回、月に利用したとしても、月幾らという料金体制になっているサービスが多いのですね。月8回利用しても、月4回利用しても、同じ利用料金というふうになっているのです。

そうしますと事業所においては、4回利用する人も8回分の料金を今収入にできているということがあります。

これを各市町村でそれぞれ、介護報酬額を見直してということになっていきますと、そういう部分で事業所としてはですね、大変厳しい状況が見込まれるのかなと思うんですね。

ですから、そういうのを市町村ごとに決めるというふうになると、財政状況によっては市町村の格差が出てくるのではないかなということが、心配されているということだと思うのです。

本町といたしましては、今のままで財源が移行されるということが前提であれば、町村の持ち出しというのは業者さんの1割負担のほか、負担割合というのは保険料で50%、国と道で37.5%ですか、町村は12.5%ですから、8分の1だけ負担している格好なのですね。

そういうことでいきますと、その財源がそのまま継承されるということであれば、町は何とかやっていけるのではないかと思います。瀧川議員が心配されているようにですね、今後その該当するサービスを少なくしていくとか、そういうような流れになっていかないうちに、今後これは国のほうもですね、この社会保障審議会の介護部会の中には、市長会ですとか町村会の代表も含めてですね、これから審議していくということになっておりますし、国と地方の協議の場の中で議論をしながら制度設計をしていくようにということで、今町村会も要望しておりますので、そんな状況を少し見守っていくしか、現時点ではないのかなというふうに思っています。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今話を聞いて安心する部分もありますし、やっぱり不安な部分もたくさんあるのかなと思いますけれども、これから審議されていくということの中で、町長もさまざまな場面で発言されることもあると思いますので、ぜひ介護保険制度、社会全体で見えていきますというふうにして導入された介護保険が、悪い方向に行かないように力を尽くしていただきたいと思います。

一言お願いできますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほども説明ありましたように、国の大きな流れの中ではそういう状況になっていることに間違いはないわけであります。

一方、やはりそれぞれ日本全国津々浦々、いろいろな状況がありますから、やはり地域の実情にあった介護予防を含めてですね、いろいろなそういう福祉政策が必要なことも、また一方あるわけですが、特に負担がふえるでありますとか、またそういうことが起こる

ことについてはですね、やはり十分、我々も今後とも注視をして、いろいろな場でこれからも国民の福祉がしっかり向上していくような方向で、福祉政策が進んでいくように、我々としても訴えていきたいと、そのように思っています。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） はい。終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。
これで、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。

議案調査のため、9月12日の1日、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、9月12日の1日、休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、12日は各常任委員会が午前10時から、その後、各会計決算審査特別委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

また、この後、準備が整い次第、第8回全員協議会が開催されますので、あわせてよろしくお願いいたします。

それでは、皆さん御苦労さまでございました。

散会 午後 2時30分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員